

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1811
平成18年11月発行

今月のピックアップ

在留特別許可に係るガイドラインの策定

国際業務部 平成18年10月法務省入国管理局より、上記ガイドラインの策定が公表されました。

在留特別許可に係る基本的な考え方	在留特別許可の許否に当っては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには本邦における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して判断する。
在留特別許可の認否判断考慮事項	在留特別許可に係る【基準】はないが、当該許可の認否判断に当り、法務大臣の裁量の特例の規定(法第50条第1項1号～3号)の他、考慮すべき事項は以下の通り。
積極要素	日本人の子、特別永住者の子である 当該外国人が との間で出生した実子を扶養している、未成年かつ未婚、親権を現に有している、現に実子を本邦にて相当期間同居の上、監護養育している と婚姻が法的に成立(偽造婚等除く)しており、夫婦として相当期間共同生活し協力・扶助し、婚姻が安定・成熟している 人道的に特別な事情がある
消極要素	刑罰法令違反・素行不良 出入国管理行政の根幹的違反又は反社会的違反 過去に強制退去手続を受けた

困りごとと無料相談会日程 (随時追加予定)

11月18日(土)	志木市民総合センター 9:00～18:00
11月19日(日)	朝霞市根岸台市民センター 9:00～16:30
11月26日(日)	にいざほっとぶらざ 10:00～17:30
12月3日(日)	にいざほっとぶらざ 10:00～17:30
12月16日(土)	志木市民会館パルシティー 9:00～18:00
平成19年1月20日(土)	富士見市民文化会館 9:00～18:00
1月28日(日)	新座市民会館 9:00～17:00

専門業務部通信

<国際業務部>



米国渡航予定の方は旅券確認を

米国では、2006年10月26日以降もビザ免除で同国へ渡航する為にはパスポートがIC旅券であることを求めています。
IC旅券はビザ免除プログラムが適用され、短期滞在目的であればビザ無しで米国へ渡航できます。
ご自分のパスポートがIC旅券か否かの確認は左記の図を参照して下さい。
詳細は外務省HPでご確認下さい。



<陸運業務部>

11月はエコドライブ推進月間です。

～地球と財布にやさしい「エコドライブ」を～
ふんわりアクセル「eスタート」
加減速の少ない運転
早めのアクセルオフ
エアコンの使用を控えめに
アイドリングストップ
暖機運転は適切に
道路交通情報の活用
タイヤの空気圧をこまめにチェック
不要な荷物は積まずに走行
駐車場所に注意

(以上、エコドライブ普及連絡会)

11月は行業など自動車に乗る機会が多い時期です。地球と財布にやさしい「エコドライブ」、始めてみませんか？

東武会 “今月の重点活動”

★ 建設業許可更新キャンペーン 実施中! ★

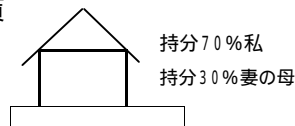
ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごとと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



私は20年程前妻の母親と同居するに際し、家を購入しローンを組みました。妻の母親には、頭金を出して貰った為、家の持分を30%持って貰いました。母親も高齢になり、今の内に母親の持分を自分に変更して置いた方が良いのではないかと思います。
ちなみに妻には兄が1人います。



まず、現状で名義を変更するには、売買、贈与により名義変更をする方法があります。しかしながら、売買の場合実際問題として売買代金を支払わなければなりませんし、贈与の場合贈与税の問題があります。贈与税には基礎控除がありますので、基礎控除の範囲内で毎年贈与を繰り返す方法も考えられますが、定期的に贈与を繰り返すと、一括した贈与を単に分割払っていると解釈される可能性もあります。

又、母上に相続が起きた場合の事を考えると、養子縁組をしていない限り、ご相談者は相続人になりますので、奥様が奥様の兄上と遺産分割協議を行う事になります。

もし、ご相談者に名義を移す事を第一に考えるとすれば、遺言書によりご相談者に遺贈する方法が考えられます。母上にその様なお考えがあれば、経済的に考えても良い方法かも知れません。

遺言書には自筆による遺言、公正証書による遺言等幾つかの方法がありますが、後の事を考えると公正証書による遺言をお勧めします。

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

- 一般・企業向け勉強会
 - ・相続・遺言
 - ・独立・開業
 - ・会社の財務
 - ・各種営業許可
- 行政書士向け業務勉強会
 - ・相続・遺言業務
 - ・在留資格等国際業務
 - ・産廃許可等環境関係業務
 - ・運送事業関係業務

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

行政書士ネットワーク東武会

事務局のご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。